

## 大庄西中学校跡地における公園とコミュニティスペースの検討

		案1	案2		案3
		公園	公園+CS※1		CS※1
管理		行政	行政	地域団体※2	地域団体
施設整備に関すること ※3	土のグラウンド	○※4	○※4		
	芝生広場	○※4	○※4		
	遊具	○※4	○※4		
	アスレチック	○※4	○※4		
	親水ゾーン（水遊び）	○※4	○※4		
	防火林	○※4	○※4		
	青空図書館				
	防災機能（具体的な機能による）	○※4	○※4		
	火の見やぐら	○※4	○※4		
	高台	○※4	○※4		
	空中公園	○※4	○※4		
	駐車場	○※4	○※4		
	（温水）プール				
運営・利用に関すること ※3	ボール遊び	○※5	○※5		
	球技団体等の練習や大会	○※5	○※5		
	イベント（祭り、もちつき）	○※5	○※5		
	マルシェ（フリーマーケット）	○※5	○※5		
	体験学習、ものづくり	○※5	○※5		
	ふれあい喫茶	○※5	○※5		
	花壇	○※5	○※5		
	田畑、果樹園	○※5	○※5		
	花火	○※5	○※5		
	犬の散歩、ドッグラン	○※5	○※5		
	BBQ、焚火	○※5	○※5		
	動物の飼育	○※5	○※5		
	ドローン練習場				

- ※1： コミュニティスペースの略でつけた仮称。地域が主体となって、利用ルールやマナーづくり、利用方法、課題解決、苦情対応を含めて管理運営を行う公園ではない空間（都市公園法の適用外）
- ※2： コミュニティスペースを継続的に管理運営する地域住民が主体の法人格を有する団体（例：NPO法人など）
- ※3： ワークショップで得た意見や大庄おもしろ広場を参考に、ハード面（施設整備）とソフト面（運営や利用）に分類
- ※4： 整備費用の多寡や併用して整備できるかどうかにかかわらず、都市公園として実現可能なものに“○”を付しました。
- ※5： 都市公園法等の法令の範囲内（利用者を制限しないことやイベントなどを開催する場合、公園内行為許可の申請要など）で、地域が主体となって、利用ルールやマナーづくり、利用方法、課題解決、苦情対応を含めて自主的な運営を行う公園。  
ただし、既存の都市公園のルールとは異なるため、隣接、近接の地域住民との調整、理解、協力が不可欠です。